

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月16日（平成29年（行個）諮問第34号及び同第35号）

答申日：平成29年7月14日（平成29年度（行個）答申第65号及び同第66号）

事件名：昭和51年在職中の災害における本人に係る療養実施記録簿の不開示決定（不存在）に関する件  
昭和51年在職中の災害における本人に係る療養実施記録簿の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「昭和51年在職中の災害における療養実施記録簿（昭和51年4月～9月）（腰椎々間板ヘルニアのちに公務災害認定）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月14日付け防人給第11283号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書（平成29年（行個）諮問第34号に係る審査請求書の標題は「異議申立書」である。）によると次のとおりである。

##### (1) 審査請求書（平成29年（行個）諮問第34号）

公務災害における行政文書は、保有を確認できなかったとあるが、請求しているのは公務認定前の休職扱における療養記録であり、公務文書とは又別のものである。

すなわち、おそらくは自衛官診療証で受診したと思われる記録であり、公務文書とは別のものである。

従って、特定課に限定されるものでなく他の部署であっても保存の可能性はある。

(2) 審査請求書（平成29年（行個）諮問第35号）

不存在に付、不開示とありますがそれでは具体的な保存期間は何年なののでしょうか？

又仮に廃棄されたなら、その記録もあるはずである。

(3) 意見書

審査請求人から、平成29年3月20日付け（同月22日收受）で平成29年（行個）諮問第34号に係る意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨（平成29年（行個）諮問第34号及び同第35号）

1 経緯

本件開示請求は本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、開示請求に該当する保有個人情報を探索したが、その保有を確認することができなかったことから、法18条2項の規定に基づき、平成28年6月14日付け防人給第11283号により不開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求がされたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり主張して、不開示決定処分の取消しを求める。

しかしながら、本件開示請求を受け、本件開示請求に該当する保有個人情報記録されている行政文書を探索したところ、その可能性のある行政文書として、「身体歴綴」及び「診療録」が存在することを確認したが、「身体歴綴」は、「海上自衛隊の健康管理記録、身体検査記録及び診療記録等の名称及び様式等に関する達」（昭和39年海上自衛隊達第44号。以下「健康管理記録等に関する達」という。）において、保存期限は離職した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とされ、「診療録」は、医師法（昭和23年法律第201号）において、最終記録年月日の翌年度の4月1日から起算して5年とされているため、審査請求人が求める昭和51年4月から同年9月までの間（以下「本件期間」という。）に係るものは開示請求があった時点においては既に廃棄されており、さらに念のため特定地方総監部管内の公務災害に関する行政文書は特定地方総監部特定課において全て保管されていることから、同執務室内の書庫等を探索したが、ほかに開示請求に該当するものとして特定すべき保有個人情報の存在を確認することができなかったことから不存在を理由に原処分を行ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理（平成29年（行個）諮問第34号及び同第35号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月22日 審査請求人から意見書を収受（平成29年（行個）諮問第34号）
- ④ 同年7月5日 審議（平成29年（行個）諮問第34号及び同第35号）
- ⑤ 同月12日 平成29年（行個）諮問第34号及び同第35号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の2）において、本件開示請求に該当する保有個人情報が記録されている可能性のある行政文書としては、健康管理記録等に関する達に規定する「身体歴綴」及び医師法に規定する「診療録」が挙げられる旨説明するので、そのように判断した理由について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定年月 a に海上自衛官を離職した審査請求人が、同人の受けた災害が公務災害として認定された特定年月 b 以前の本件期間に係る当該災害についての「療養実施記録簿」という名称の文書の開示を求めるものである。

イ 療養とは、自衛官等が、公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合に、医療機関等において受ける診察、薬剤等の支給、手術等の治療、看護等である（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。）22条等参照）。一方、上記アのとおり、審査請求人の受けた災害は公務災害として認定されており、審査請求人は、防衛省職員給与法27条による公務上の災害に対する補償を受けていることから、審査請求人に係る療養の記録は存在していない。

ウ なお、防衛省では、審査請求人の受けた災害が公務災害として認定されるまでの間に当該災害による傷病について審査請求人が受けた治療等についても、以下の理由により、公務災害に対する補償として取り扱った。

(ア) 公務上の災害が発生したと認められる場合に海上幕僚長又は地方総監に提出される公務災害発生報告書に記載された傷病について、当該災害の発生から当該災害が公務災害認定されるまでの間に行われた当該傷病を負った隊員への治療等については、運用上、公務災害の認定又は非該当の結果が出るまでの間、療養又は補償のどちらに該当するものとして取り扱うのかという判断を保留し、当該結果が出た後に、当該判断を行うこととしている。

(イ) また、審査請求人の受けた災害による傷病は、当該災害がその発生当時から公務災害に認定される可能性があると考えられたことから、当該災害による傷病の治療等のうち公務災害発生報告書の提出前に受けた治療等についても、療養又は補償のどちらに該当するものとして取り扱うのかという判断を保留した上で、その後の当該災害の公務災害としての認定後に、公務災害に対する補償として取り扱った。

エ もっとも、本件開示請求については、防衛省において保有している文書のうち、特定期間において審査請求人が受けた治療等の内容を含む何らかの文書を求めるものであると広く解する余地があったことから、これに該当し得る文書を検討したところ、審査請求人が自衛隊病院等において診療を受けた場合にその内容が記録される「診療録」及び重傷を負った隊員への治療等の記録等が当該隊員の健康管理上必要なものとして保管される可能性がある「身体歴綴」がこれに相当するという結論を得た。

オ したがって、本件開示請求に該当する保有個人情報記録されている可能性のある行政文書としては「診療録」及び「身体歴綴」が挙げられると判断したものである。

(2) 諮問庁から、健康管理記録等に関する達の提示を受けて確認したところ、「身体歴綴」の保存期間については、離職した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とされているほか、公務・通勤災害に係る健康管理記録の保存期間は、当該公務・通勤災害の認定日等の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年とされていることが認められた。また、「診療録」については、医師法24条2項により5年間保存しなければならない旨規定されていることを確認した。

(3) そこで検討すると、本件開示請求書における本件文書の名称の記載及び審査請求書における審査請求の理由(上記第2の2(1))を踏まえ

ると、審査請求人は公務災害に対する補償に関する記録ではなく、審査請求人の受けた災害が公務災害として認定されるまでの間に当該災害による傷病について審査請求人が受けた療養の記録の開示を求めていると解される。そして、この開示請求について、審査請求人の受けた災害が公務災害として認定され、この認定前に受けた治療等も公務上の災害に対する補償として取り扱われているため当該療養の記録は存在していない、とする諮問庁の上記（１）イ及びウの説明は不自然、不合理であるとまではいえない。

また、他に本件開示請求に該当する保有個人情報記録されている可能性がある行政文書として「身体歴綴」及び「診療録」が挙げられるとする諮問庁の上記第３の２の説明についても、これに特段不自然、不合理な点はなく、そして、開示請求時点（平成２８年５月２０日）では開示請求書に記載された本件期間の末日及び審査請求人の受けた災害が公務災害として認定された特定年月日から３９年以上の期間が経過し、また、審査請求人が海上自衛官を離職してから３７年以上の期間が経過していることを踏まえれば、「身体歴綴」及び「診療録」が既に廃棄されているとする諮問庁の上記第３の２の説明は否定し難い。

さらに、諮問庁は、審査請求人が受けた災害がその後公務災害として認定されたことを踏まえ、上記第３の２のとおり、当該公務災害に関する行政文書が保管されている特定地方総監部特定課の執務室内の書庫等の探索も行っており、そのほか、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情は存しないことから、防衛省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### ３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### ４ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子